

令和8年度 練馬区立豊溪小学校 学校経営計画

I 練馬区立豊溪小学校が目指す学校像

- (学 習) 児童が学ぶ楽しさと、誰とでも共に学ぶよさを実感する学校
- (生 活) 児童が安全・安心に生活し、誰とでも仲良くする学校
- (地域連携) 地域のよさを最大限に生かした特色ある教育活動を充実する学校

II 本校の教育目標

人間尊重の精神を基盤とし、国際社会に生きる日本人としての自覚をもち、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性と自ら学び行動する力を備えた個性豊かな児童の育成を目指し、次の三つを学校の教育目標とする。

○考える子 ○やさしい子 ◎たくましい子

～知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身に付けた児童の育成を目指す～

【中期経営目標と方策】

(1) 確かな学力の向上

基礎・基本を大切にし、児童が主体的に学ぶ授業を行い、思考力・判断力・表現力を身に付けた児童を育成する

→校内研究・研修の充実によりカリキュラムマネジメントを推進し、デジタル（ICT 機器等）を活用した授業改善を図る

★令和9年度から自主学習による家庭学習を実施し、学びの自己調整を図る。

(2) 豊かな心の育成

自他の生命を尊重し、互いに認め合える豊かな心を育成する

→心理的安全性のある校内環境づくりを推進し、いじめ防止や不登校対応の充実を図る

★令和9・10年度に道徳科で校内研究を実施、道徳科の授業改善を図る。

(3) 体力の向上と健康な生活

安全な環境を整え、体力の向上、健康の増進を図るとともに、オリンピック・パラリンピック教育を推進する

→児童が進んで運動したくなる校内環境づくりを推進し、体力の向上を図る

★令和7年度に引き続き、令和8年度も体育科で校内研究を実施、体育科の授業改善を図る。

(4) 開かれた学校

家庭、地域に信頼される、開かれた学校づくりを推進する

→ホームページや学校だより等の広報活動を充実し、学校教育に対する家庭や地域の理解を深め、連携を強化する。

★令和 11 年度までにコミュニティスクール化する。

II 学校経営の基本理念

(1) 全教職員で全児童を育成する

小学校の特性である学級担任制という仕組みに依存し過ぎることなく、全教職員で全児童を指導していく。日常生活の中で、他学年・他学級の児童の様子に気を配り、発達段階に応じた指導を入れていく。副担任も含め、「学年経営」を意識した指導を行っていく。

(2) 当たり前のことを徹底する学校（凡事徹底）

返事、あいさつ、整理整頓、チャイム着席、文字を丁寧に書く、丁寧な言葉遣いをする、時刻や時間を守る、等、当たり前のことを徹底するため、学校としてのスタンダードを毎年見直し、児童の実態に即した児童を徹底する。

(3) 子どもが成長するための確実な指導の工夫

小学校教育においては、児童の人間形成を目指すところから、基本的な生活習慣の確立や社会生活上の決まりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなど、人としての基盤を築くことが重要である。指導した内容が、児童に受け止められているかを見極めをしっかりとる。うまくいかない場合は、指導の手だてを工夫する。その工夫こそが「指導」。言っただけでは「指導」とは言わない。

(4) 義務教育 9 年間のうちの 1 年間を担当

短期的な指導と中・長期的な指導の基礎の両面を意識して指導に当たる。例えば、学習指導でいえば、教員が、「この学習は次に何につながる内容か」という系統性を理解して指導するのとそうでないのとでは、児童の学習の質に大きな差が出る。生活指導にしても、低学年から丁寧に指導していくことが、中学年や高学年になってからの指導の基盤となる。小学校での最終学年において理想とする児童像を学校全体で共通に意識し、指導を積み重ねていく。

Ⅲ 具体的な方策【短期経営目標と具体的方策】

(1) 考える子

	取組項目	具体的方策
① 学 力 向 上	1. 基礎基本の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の初めに本時の『ねらい』を明確にして児童に示す。授業の終わりに『振り返り』を行う。 ・丁寧に書く、場に応じた声で話す、最後まで聞く場を設定する。 ・基礎・基本を大事にし、音読、漢字、計算を反復練習させる。 ・計算テスト(算数チャンピオン)を実施する。 ・個に応じた指導の充実のため、担任と学力向上支援講師との連携を深める。 ・学力調査(国・都)を分析し、改善策を考え、実行する。
	2. 計画的な授業実践	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育活動は、全て意図的・計画的に編成した教育課程に基づいて実施する。そのため、年間指導計画、評価計画や週ごとの指導計画に基づいた授業を行う。(週ごとの指導計画提出100% その週の反省や児童の情報を必ず記録する) ・授業実践は児童の姿で検証する。例えば、学力面では、「〇〇について指導した」だけではなく、「〇〇について指導した結果、実際に児童がどのような力をどの程度付けた」という、「指導の結果責任」について確認する。十分に力がついていない場合は、時間をとってやり直すことも必要。
	3. 日々の学習指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学びを実現させる。そのために日々の授業を充実させる。 ・児童が互いに認め合い、尊重し合える学級集団を構築する。 ・学習規律の徹底。－授業態度、発言、話し合い、文具、ノート、机上整理のルール(「何のために」その規律があるのかをきちんと説明できるようにする)
	4. 問題解決型の授業改善と習熟度別指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・既習学習を活用した授業を行う。 ・自分の考えを分かりやすく伝えられるようにする。 ・他の児童の考えを聞いて学び合う場を設定する。 ・3～6年で算数科の習熟度別指導を行う。 ・1, 2年で算数科のTTあるいは学級を展開して授業を行う。 ・ノートの使い方等の共通理解を図る。
	5. 外国語・外国語活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・5・6年生で70時間の外国語科を行う。 ・3・4年生で35時間の外国語活動を行う。
	6. プログラミング教育	<ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画に基づき、意図的、計画的にプログラミング教育を行う。
	7. 読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動を推進する。(年間2回の読書旬間の実施。朝読書・読み聞

		かせ、ブックトーク等)
	8. 家庭学習の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の宿題をチェックし励ます。(計算は答え合わせ、間違い直しまで) ・「10分×学年」を目安とする。 ・計画的な家庭での読書や親子読書と家庭でできる運動を呼びかける。
	9. タブレットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・授業においてタブレット端末を活用する。 ・ガイドラインに基づいて使用するが、使用することを目的にするのではなく、ツールとして、効果的に使用方法を考える。
	10. 丁寧な言葉遣いと丁寧な文字	<ul style="list-style-type: none"> ・授業において、丁寧な言葉遣いをする。(呼名→「はい」→立つ→「〇〇です」→座る) 単語だけで答えさせない。 ・文字を丁寧に書く。文字は人が見るもの、人への心遣いと位置付ける
② 研究 ・ 研修	1. 校内研修の推進 ※「(3)たくましい子」へ 移項	<ul style="list-style-type: none"> ・体育科等で校内研究を行う。 ・年度末に研究紀要(リーフレット)を作成する。 ・講師による校内研究を実施する。
	2. 分科会での研修	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会・校内研分科会の充実を図る。
	3. 校外研修	<ul style="list-style-type: none"> ・教育会等にすすんで参加し研修を深める。 ・国や都、区の研修、他校の研究発表会等に積極的に参加する。

(2) やさしい子

	取組項目	具体的方策
① 人権 ・ 道徳	1. あいさつ運動 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつの声でいっぱい学校」をめざし、あいさつがしっかりできるような取組を推進する。(校門でのあいさつ運動、全校・クラスでの取組、家庭への働きかけ、地域との連携等) ・八坂中学校のあいさつ運動と連携して実施する。
	2. 人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を育てる基盤として、様々な教育活動を通じて、人の役に立ちたいと思う心や態度の育成を目標に据え、自己肯定感及び自己有用感の育成に努める。 ・「いじめを絶対に許さない」取組を行う。(いじめ防止標語等) ・法や基本方針に即して組織的に対応する。 ・日常的に言語環境・教室環境を整える。 ・人権教育プログラムを活用し、研修を通して児童とともに教師一人一人も人権感覚を高める。(体罰防止・個人情報管理等) ・「できないことを叱って終わるのではなく、できるようにしてほめて終わる。」指導を実践する。 ・スクールカウンセラーや地域、関係機関等との連携を図り、多面的なア

		<p>プローチを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女混合名簿を使用し、男女関係なく人間として尊重する態度を育成する。授業中は男女とも「さん」づけて呼名する。 ・自分と同じくらい人を大事にするということを意識させる。
	3. 道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・心に響く教材提示と初発の感想から導く発問構成を行う。 ・「私たちの道徳」「東京都道徳教育教材集」を活用する。 ・道徳授業地区公開講座の充実を図り、保護者・地域と一体になった道徳教育を実践する。
② 特 別 支 援	1. 校内体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員と連携し、教育相談機能の向上を図る。 ・毎週金曜に生活指導夕会を実施し、全教職員の共通理解を図る。 ・特別支援教育についての研修を行い、理解を深める。 ・月に一度、校内委員会を実施（それ以外にも都度実施）
	2. 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、関係機関を交えたケース会議を行う。
	3. 副籍制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・副籍制度を通して、特別支援学校に通学する児童と交流をする。
③ 生 活 指 導	1. 基本的生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・忘れ物をしない、提出物の期限を守る等の指導を徹底する。 ・決められた方法で丁寧に給食配膳や掃除するよう指導する。 ・「あいさつ」「返事」「ありがとう」「ごめんなさい」があたりまえに言える子にする。 ・節度をもち、ルールを守れる子に。（ならぬものはならぬ）
	2. 授業規律の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイム着席を徹底する。（いつでもじかんをまもろう） ・規律ある始業、終業のあいさつをする。 ・授業中は丁寧な言葉遣いを意識させる。担任も丁寧な言葉遣いをする。 ・授業のルールを守り、集中させる。「はい（呼名時の返事）」「立つ」「〇〇です」「座る」 ・聴き上手を作る。→①静かに聴く ②相手を見て聴く（アイコンタクト） ③わかったらうなずきながら聴く ・ハンドサイン等を活用する
	3. 児童理解の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学習状況や問題行動を常に把握し、迅速丁寧な対応をする。 ・年2回、生活指導全体会を開き、全教職員での共通理解と組織的対応を図る。 ・hyper-QUを活用し、児童理解を図る。（年2回）
	4. 学校の美化と地域での安全	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎内や校庭の安全・安心・美化に心がける。 ・月1回の避難訓練と安全点検を実施する。（安全教育プログラムの活用）

		<ul style="list-style-type: none"> ・PTAや警察署等と連携して、セーフティ教室等を開催する。 ・現状に合わせ、常に危機管理マニュアルを見直し、活用を図る。
--	--	---

(3) たくましい子

	取組項目	具体的方策
① 健康 ・ 体力	1. 基本的な生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・校帽をかぶる、身の回りを整理する、ポケットに手を入れない。 ・ハンカチ、ティッシュを身に付ける。 ・生活リズム「早寝・早起き・朝ごはん」の推進をする。 ・家庭と連携し、生活改善につなげる。
	2. 健康指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画に基づいて保健学習を実施する。 ・自己の健康や体力を知り、健康の保持・増進につなげる。
	3. 体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業における運動量を確保するとともに、運動の質の向上を図る。 ・全校での縄跳び等の取組を行う。 ・オリンピック・パラリンピック教育を推進しトップアスリート等との交流を行う。 ・新体力テストの結果を分析し、体力の向上に生かす。 ・外遊びを励行する。(時には、教師も一緒に遊びに参加し、児童の様子を把握しながら、信頼関係を結んでいく。) ・家庭学習の一部に運動を取り入れる取組を行う。
	4. 校内研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体育科等で校内研究を行う。 ・年度末に研究紀要(リーフレット)を作成する。 ・講師による校内研究を実施する。
	5. 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育年間指導計画に基づいた指導を行う。 ・食育リーダー、栄養士、養護教諭、保護者、学校医と連携を図り、食に関する指導の情報を提供し、日常の指導に活かす。
	6. 感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「練馬区立学校(園)改訂版感染予防のガイドライン」に則って対策を行う

(4) 家庭・地域との連携 その他

	取組項目	具体的方策
① 特	1. 学校行事の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・体育学習発表会、学習発表会、移動教室、遠足等で一人一人の個性の伸長と団結力の向上を図る。
	2. 異学年の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり班活動等異学年交流を積極的に行う。

色あ る教 育	3. 学童農園の取組	・近隣の農家の方の協力の下、栽培体験を通して食育や心の教育を充実させる。
	4. 交流・体験学習の充実	・発達段階に即した交流学习となるようカリキュラムマネジメントを行う。
② 家 庭 ・ 地 域	1. 情報発信	・月1回、学校だより『豊溪通信』を発行する。 ・ホームページを充実させる。定期的に更新する。学年のページの更新を図る(最低2週間に1回) ・タイムリーな情報発信としての『学校日記』を更新する。 ・毎日の給食をホームページに載せる。
	2. 幼保小中連携及び特別支援学校との連携	・幼保小連絡担当及び小中一貫クリエイターを中心に、連絡を密にとり連携を推進する。
	3. 地域や家庭から信頼される教職員	・保護者とお便りや連絡ノート等で情報を交流する。 ・電話や来客への基本的な接遇の質を高める。(丁寧な電話対応、服装、来客への声かけ等) ・体育のあとは、着替える。(一日中ジャージは×) ・教育公務員としての誇りをもち、保護者・地域からの信用・信頼を損なわないよう、法令や服務規律の厳守、体罰の根絶、個人情報の保護に努める。 ・児童のケガやトラブルあったときには、速やかに学校から連絡をする。
	4. PTA活動および地域の行事	・PTA活動に積極的に参加し連携を深める。 ・地域の行事にボランティアとして参加・協力する。
③ 経 営 参 加	1. 学校経営方針の具現化	・学校経営方針の具現化に向けて教育活動を行う。 ・学校経営方針に基づいて各分掌をチームで遂行する。 ・「チーム豊溪小」として、連携・協力
	2. 開かれた学校	・学期に1回学校評議員会を開き、関係教員も参加する。 ・学校公開や各種行事を通して学校を開くとともに、日常的な参観についても積極的に呼びかける。 ・保護者、児童、教職員による学校評価を1学期末、2学期末の年2回行う。改善できることは年度内でも速やかに行う。
	3. 事務室との連携 会計処理	・予算は、区民の税金を委託されていることを自覚し、コスト意識をもつ(私費会計も同様) ・意図的・計画的な予算執行に努め、効果的な活用を図る。 ・備品や消耗品の整理整頓に努め、無駄なく使用する。節電、節水など、光熱費を削減する。 ・適切な会計事務を行う。

	4. 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等は必ず手渡しをする ・手渡しをした際に両者でダブルチェックを行う ・保管場所は常に施錠し、鍵の置き場所は担当者と管理職以外には知らせない ・児童から受け取った個人情報は、一人一人受け取るごとにチェック表で管理をする ・チェック表は個人情報と一緒に保管する ・チェック表は2年間の保存をする
	5. 働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務は月45時間、年間360時間を超えないようにする。 ・勤務時間計算表等により、各自で勤務時間を把握する。 ・定時退勤日を設定する。 <p>例) 職員会議の日 午後の出張は直帰を基本とする。</p>